

令和7年分 所得申告相談窓口を開設します

問 税務課 ☎ 964-4403

相談の際は必ず予約をしてください。予約がない場合、相談を受付できません。

1 期限内に忘れず申告しましょう

市・県民税の申告や確定申告が必要かどうか確認しましょう。詳しくは、税務課へお問合せください。

当てはまるかチェックしてください。

令和8年1月1日に東温市に住所があった。

チェックなし

令和8年1月1日に住んでいた
市町村に相談してください。

チェックあり

- 年末調整を受けていない給与収入がある。
- 年末調整済の給与収入のほかに20万円を超える所得がある。
- 給与の年間収入が2千万円を超える。
- 事業をしている、不動産収入がある。
- 公的年金収入が400万円を超えている。
- 公的年金収入のほかに20万円を超える所得がある。

チェックあり

確定申告が必要です。

市役所の申告相談にお越しください。ただし、次に当てはまる人は松山税務署で申告をしてください。

- 青色申告を行いたい。 損失の繰越や繰戻をする。
- 売電収入（年間発電量10kwh以上）がある。
- 山林、不動産、株式の譲渡所得がある。
- 住宅ローン控除を初めて受ける。 退職所得がある。
- 亡くなった人の申告（準確定申告）をする。
- 配当所得がある。（特定口座年間取引報告書の「上場株式配当等控除額」又は「外国所得税の額」に数字が記載されている場合）

還付申告はありませんか？

申告義務がない人でも、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。医療費控除、寄附金控除を受けることができる人などが対象です。詳しくは、税務課へお問合せください。

松山税務署からのお知らせ

松山税務署の確定申告会場は、
2月16日(月)～3月16日(月) (土日祝は3月1日(日)のみ)

◇受付時間…8時30分～16時 (※相談開始は9時～)

で確認できます。

◇注意事項…駐車場が満車となる可能性がありますので、公共交通機関をご利用ください。

当日受付も可能ですが、相談枠に限りがあります。当日の受付状況は、国税庁HP

☎ 941-9121



国税庁LINE

e-Tax から
スマホで確定申告できます

国税庁HPの「確定申告等作成コーナー」で簡単に申告書が作成できます。作成した申告書はe-Taxで送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。なお、マイナポータル連携に時間がかかる場合がありますので、来場前にご準備ください。



マイナポータル連携について

マイナポータル連携について

2 申告に必要なもの

①マイナンバー確認書類…マイナンバーカード／通知カード（被扶養者分含む。）

②本人確認できる書類…運転免許証など（マイナンバーカードをお持ちの人は不要。）

③必要書類等…下記の表でご確認ください。

対象項目	必要なもの
給与、年金所得	源泉徴収票（原本）
営業、農業、不動産所得	収支内訳書（事前に作成してください。）、領収書
一時所得、雑所得	収入、経費が分かるもの
社会保険料控除	納付証明書、国民年金控除証明書など
医療費控除	医療費控除の明細書（事前に作成してください。）※
生命保険料控除、地震保険料控除	控除証明書
障害者控除	障がい者手帳など
住宅借入金等特別控除	借入金の年末残高証明書、住宅借入金等特別控除証明書
税務署からのお知らせ	お持ちの人のみ
還付先口座	本人名義の口座が分かるもの

※様式は国税庁HPで取得できるほか、税務課窓口でも入手できます。

書類は事前に作成を

営業・農業・不動産所得を申告する人は「収支内訳書」を、医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。事前に作成できない場合は、相談をお受けできません。

5 スマホでの市・県民税申告が便利

市・県民税の電子申告スタート

1月5日(月)から、マイナンバーカードを利用してeLTAXで申告ができます。是非ご利用ください。

詳しくは、右記二次元コードから市HPをご確認ください。



3 市会場での申告は事前予約を ☎ 964-4403

市会場の申告相談は、事前予約制です。相談時間は1人20分の時間枠を設けていますが、相談内容によってはお待たせする場合があります。電話予約、予約変更、予約取消は、相談日の前日までにご連絡ください。

◇予約方法…税務課窓口で申出又は電話（☎ 964-4403） ◇予約受付期間…各相談日で予約開始日が異なります。詳しくは、下記日程表をご確認ください。（受付時間：8時30分～17時15分）

4 申告相談の日程と指定地区

◇受付時間…8時30分～15時（2月20日（金）は14時まで）
※相談開始9時～定員を超えた場合はお断りすることもありますのでご注意ください。なお、2月15日（日）は松山税務署が休日対応していないため、税務署への照会等が必要な案件は、後日の対応となる場合があります。

相談日【予約開始日】	指定地区	会場
2/15 (日) 【1/15 (木)】	地区指定なし	川内支所3階
2/16 (月) 【1/16 (金)】	則之内乙・丙、井内、吉久	
2/17 (火) 【1/19 (月)】	北方、松瀬川、河之内、滑川、明河	
2/18 (水) 【1/20 (火)】	南方、則之内甲	
2/19 (木) 【1/21 (水)】	地区指定なし	
2/20 (金) 【1/22 (木)】	山之内、樋口、横河原	
2/21 (土)、22 (日)、23 (月)	志津川、志津川南	
2/24 (火) 【1/22 (木)】	西岡、下林	
2/25 (水) 【1/23 (金)】	見奈良、上林	
2/26 (木) 【1/24 (月)】	地区指定なし	
3/1 (金) 【1/28 (水)】	田窪、上村	中央公民館2階
3/2 (土) 【1/29 (木)】	野田、南野田	
3/3 (日) 【1/30 (金)】	牛渕、北野田	
3/4 (月) 【2/2 (月)】	地区指定なし	
3/5 (火)、6 (水) 【2/3 (火)】	地区指定なし	
3/7 (木)、8 (金)	地区指定なし	
3/9 (土)～13 (金) 【2/3 (火)】	地区指定なし	
3/14 (土)、15 (日)	地区指定なし	
3/16 (月) 【2/3 (火)】	地区指定なし	

お知らせ

来年度（令和8年分確定申告）からは
日曜日の申告相談を廃止します。

6 申告しなかった場合は？

所得税の申告をしなかった場合、期限経過日数に応じて加算金や延滞金が追加されることがあります。

また、給付金などの公的サービス申請時にスムーズな手続きや所得証明書の発行ができますが、金融機関などからの融資を受けられないこともありますので、必ず申告してください。